01 警察庁(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再見解	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0130010	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第13条第1項　風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第1条の2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第13条第1項　風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第1条の2	風営法では、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあっては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後に当該条例で定める時。当該条例で定める日以外の日にあっては午前1時まで）風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前1時（ただし日出時までの時間においては、風俗営業を営むことを禁止している。	C		風俗営業は、国民に社交と娯しの場等を与える社会的に有用な営業であるが、その業務が適正に行われないときは、善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、都道府県公安委員会の規格を遵守を統たとて、その営業を許可するという仕組みをとっており、また、営業を営むことに当たって、風営法により、一定の規制を課し、これを遵守し営業することが求められている。 深夜における営業制限については、一般的に深夜は、人が飲酒の影響により冷静な判断を失いやすい時間帯であり、このような時間帯に風俗営業を営むことは、とりわけて深夜の営業を勧義し、風俗上の規範を逸脱するおそれが強いことなどから設けられた規制である。また、深夜においては、当該営業に関し、騒音・振動の発生や飲客による迷惑行為の多発、暴力団等の差行不良者の小集などに営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが極めて高いため、善良の風俗保持等の観点から、深夜における営業を引き続き制限する必要があり、規制緩和は認められない。	「騒音・振動の発生や飲客による迷惑行為の多発、暴力団等の差行不良者の小集などに営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが強いことなどから設けられた規制である。また、深夜においては、当該営業に関し、騒音・振動の発生や飲客による迷惑行為の多発、暴力団等の差行不良者の小集などに営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが極めて高いため、善良の風俗保持等の観点から、深夜における営業を引き続き制限する必要があり、規制緩和は認められない。	在提案主体からの意見に対し回答されたい。 一般的に深夜は、人が飲酒の影響等により理性を失いやすい時間帯であるとのご回答だが、そのように判断する根拠を具体的に示されたい。 「このような時間帯に風俗営業を営むことは、とりわけて深夜の営業を勧義し、風俗上の規範を逸脱するおそれが強いことなどから設けられた規制である」とのご回答だが、六本木地区には多数の酒類提供飲食店及び興行場が現に深夜営業しており、貴庁はこれらの営業店が深夜の勧義営業を勧義しないと判断していると考えられる。深夜の営業況の勧義いう点において、デイスコ酒類提供飲食店及び興行場の差がどこにあるのかについて、具体的に示されたい。 「騒音・振動の発生や飲客による迷惑行為の多発、暴力団等の差行不良者の小集などに営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが強いことなどから設けられた規制」とのご回答だが、騒音・振動の発生について、具体的に示されたい。 更に冬季における北海道においては、路面の凍結等により騒音は走行路面であり、仮に走行できたとしても転倒等の危険性が高い。一方、セダン型自動車は二輪車に比べて安定走行が可能であり、現場に先に到着することも可能であると考えられる。 以上より、セダン型自動車について緊急自動車として認める必要性はあると考えられるこから、緊急自動車として指定するよう再度検討し回答されたい。	C		今回の提案の趣旨は、「規制は全国一律でなければならない」とよく言う方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方に基づく「六本木地区」の特区としての提案であります。六本木地区は、その所在する港区が1.1人に1人が外国人の住民であり、六本木ヒルズや2017年完成予定の東京ミッドタウン、数多くの外資系企業・大使館が集中し、益々グローバル化する「街」であり、また、東京のナイトライフの中心として、従前より多数のディスコが営業し、定着しているこもふまえた提案であります。 また、今回の提案は接待営業を含む風俗営業全体の規制緩和の提案ではなく、あくまでも「ディスコのみ」の営業時間の規制緩和であります。 この観点からご検討お願い致します。 そもそも「ディスコ」とは、ダンスをする場所ということにとどまらず、人がストレスの中からリラックスを音楽文化、高い専門性を持ったDJの創造性、個性あふれ踊りに乗っ空間、そしてそれらを理解する来場者「顧客」が、一体となって時間・空間・感動を共有できる文化的なレジャー施設であると認識しております。 このように、健全なレジャー施設として市民権を得ており、ご指摘のような暴力団等の小集の問題が特に起きやすい接続できるとは考えておりません。また、営業時間の延伸を図ッて、そのような営業に設置した対応を取ることはどのような業態においても当然であります。飲酒の問題については来場者の主たる目的が飲酒ではないため、特に懸念されるような事態はないと考えます。 また、騒音・振動については当然法令に基づいた規制はこなされ、前提であり、ご指摘の懸念がないように営業するのは自明の理かと理解しております。 以上の点をふまえ、また、六本木地区の特性を御理解頂き、この制度の開再考をお願い致します。	在提案主体からの意見に対し回答されたい。 貴庁はディスコを「接待営業を含む風俗営業全体の規制緩和では各都道府県の条例に委任されており、各地域がそれぞれの実情を踏まえて判断することが基本である」と考えられるが、ディスコについても同様に地域に委ねることはできないか。 「設備面の騒音・振動」については、現行の基準は深夜営業を始められる地業種の基準と同一で、提案者の営業施設はこれを満たしている。換言すると騒音・振動については、提案者は店舗内だけでなく周辺部にも警備員を配置することにより、どうもお対応可能である。 ディスコでの合成麻薬の売買は、取締の強化によって解決すべき問題であり、営業時間の制限によって解決されるものではないと考える。 「四地区特別対策　盛り場環境浄化」の推進については、違法な風俗営業を取り締まる取組みと理解しているが、これまでも法令を遵守して真な営業者には深夜営業時間という優遇措置を設ける一方、違法営業者には取り締まりを強化することで対応しているこころである。 以上より、貴庁の懸念事項はいずれも解決可能と考えられることから、提案内容が実現されるよう再度検討し回答されたい。 なお、社会的に許容されるか否かについては、現在の日本においてはライフスタイルが24時間化し、スーパー等もこれに応じて24時間営業が当たり前になっていることも、ディスコの深夜営業についても社会的に許容されると考えている。	C		この度の規制特例提案事項は、そもそも、地域への経済効果、雇用創出、観光業の振興、国際文化交流のために提案されるものであり、また、特区において、法の精神を尊重しつつ、従来の規制を一部緩和することにより、大きな経済効果等を創り出していくようとするものです。 一部の規制を緩和することにより、そのデメリットのみに目を奪われる。あるいは、まれにみられる不法行為をもって、そのことで、全てを語るというようなことは、市場経済のメリット、あるいは、より豊かな市民生活を享受することは、永遠に出来なくなってしまいます。つまり、規制緩和のメリットとデメリットを勘案して論議すべきではないかと考えます。 前回の意見提出のとおり、今やディスコは、ダンスをするという場所にとどまらず、ファッションを中心とした最先端文化、高い専門性を持ったDJの創造性、個性あふれ踊りに乗って空間、そしてそれらを理解する来場者「顧客」が、一体となって時間、空間、そして感動を共有できる大人のための文化的なレジャー・エンタテインメント施設として市民権を得ていると認識しております。	C		風営法は、健全化を図る対象である風俗営業と取締りの対象である店舗型性風俗特殊営業を含む性風俗関連特殊営業は規制の目的を異にし、その目的に沿った異なった規制がそれぞれなされており、店舗型性風俗特殊営業は、いわゆるスリップ部屋等については、店舗型性風俗特殊営業に該当しないものについては、営業時間の制限は設けられていないが、その営業等が公然わいせつ等の一定の罪を犯した場合において、都道府県公安委員会が営業の停止を命じることができることとされており、善良の風俗等を害することがないよう必要な規制が行われている。 一方、風営法では、風俗営業の営業所の構造及び設備の基準として、騒音又は振動が一定の数値を超えないことを定めているが、これはそもそも現行の規制の範囲内で営業する場合の条件であり、これを遵守することにより直ちに深夜における営業が許容されるものではないものと考えるが、また、深夜における営業により、営業所の周辺において、深夜に騒音等を発することは風営又は振動や、これらの者による迷惑行為、暴力団等の差行不良者の小集等により、その場合の平穏な生活環境が害されるといった問題が新たに発生することも考えられる。さらに、差行不良者の小集について、過去にディスコ内において、その客同士によるMDMAを含む合成麻薬の売買があったことが報告されており、その営業況が営業況を健全なる目的で使用されていることを示唆しているものと考えられるが、ディスコがこのような犯罪の温床になっているとは、営業ではその取締りを強化していくことである。 警視庁では、違法な風俗営業、客引き、暴力団の排除、麻薬及び覚せい剤の撲滅等、「四地区特別対策　盛り場環境浄化」を推進し、風営法違反や麻薬及び覚せい剤の取締りを強化していくことであるが、このような「六本木地区」の特区の特性、にかかわらず、ディスコの深夜営業を認めることは適当ではないと考えられる。諸外国の一部法整備の中ではディスコが深夜営業されているものこととなるが、ディスコが諸外国でこのように規制されているか承知していないものの、それが社会的に許容されるかどうかは、各国の諸事情によって各国において判断されるものであり、他国と同列にすべきと一概に判断されるべきものではないと考える。	在提案主体からの意見に対し回答されたい。 「この度の規制特例提案事項は、そもそも、地域への経済効果、雇用創出、観光業の振興、国際文化交流のために提案されるものであり、また、特区において、法の精神を尊重しつつ、従来の規制を一部緩和することにより、大きな経済効果等を創り出していくようとするものです。」とのご回答だが、「一部の規制を緩和することにより、そのデメリットのみに目を奪われる。あるいは、まれにみられる不法行為をもって、そのことで、全てを語るというようなことは、市場経済のメリット、あるいは、より豊かな市民生活を享受することは、永遠に出来なくなってしまいます。つまり、規制緩和のメリットとデメリットを勘案して議論すべきではないかと考えます。」とはどうなん。 「風営法では、風俗営業の営業所の構造及び設備の基準として、騒音又は振動が一定の数値を超えないことを定めているが、この数値は現行の規制の範囲内で風俗営業を営むに当たっての基準であり、これを遵守することにより直ちに深夜における営業が許容されるものではない。」とご回答されているが、「騒音・振動の発生や飲客による迷惑行為の多発、暴力団等の差行不良者の小集等により、その場合の平穏な生活環境が害されるといった問題が新たに発生することも考えられる。」とのご回答だが、これは、当該営業が、深夜営業の勧義営業を勧義しないと判断していると考えられる。 「ディスコが、深夜における営業により、その場合の平穏な生活環境が害されるといった問題が新たに発生することも考えられる。」とのご回答だが、「ディスコが、「ドラッグ」等、違法薬物の取引の現行規制について特に例示されておりましたが、この度の提案は、風俗営業全ての営業時間の緩和を提案しているわけではありません。あくまでも、ディスコの営業時間の規制緩和です。また、ディスコは、それらの性風俗営業とはなんら関係がないため、ご回答のなかで、例示して懸念されるはあるはずがありません。」とのご回答だが、「騒音・振動については、この度提案の提案内容が、営業時間の制限によって解決されるものではないと考える。」とのご回答だが、「ディスコでは、ダンスをする場所ということにとどまらず、ファッションを中心とした最先端文化、高い専門性を持ったDJの創造性、個性あふれ踊りに乗っ空間、そしてそれらを理解する来場者「顧客」が、一体となって時間・空間・感動を共有できる文化的なレジャー施設であると認識しております。」とのご回答だが、「ディスコでは、ダンスをする場所ということにとどまらず、ファッションを中心とした最先端文化、高い専門性を持ったDJの創造性、個性あふれ踊りに乗っ空間、そしてそれらを理解する来場者「顧客」が、一体となって時間・空間・感動を共有できる文化的なレジャー施設であると認識しております。」とのご回答だが、「ディスコが、「ドラッグ」等、違法薬物の取引の現行規制について特に例示されておりましたが、この度の提案は、風俗営業全ての営業時間の緩和を提案しているわけではありません。」とのご回答だが、「ディスコでは、それらの性風俗営業とはなんら関係がないため、ご回答のなかで、例示して懸念されるはあるはずがありません。」とのご回答だが、「騒音・振動については、この度提案の提案内容が、営業時間の制限によって解決されるものではないと考える。」とのご回答だが、「ディスコでは、ダンスをする場所ということにとどまらず、ファッションを中心とした最先端文化、高い専門性を持ったDJの創造性、個性あふれ踊りに乗っ空間、そしてそれらを理解する来場者「顧客」が、一体となって時間・空間・感動を共有できる文化的なレジャー施設であると認識しております

01 警察庁(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0130060	道路の使用許可制度の例外として の市町村長による届出制の導入	道路交通法第77条及び第78条	道路において祭礼行為を、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為及び道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るために必要と認めて定めた行為をしようとする者は、所轄警察署長に申請書を提出し、道路使用許可を受けなければならない。	C		道路は、本来一般交通の用に供することを目的として作られたものであり、本来の使用目的でない各種工事・作業、路上競技、各種イベント等により道路を使用する場合は、道路の効用を狭め、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれがあることから、これを一般的に禁止している。 道路の本来の使用形態でないロケーション等のための道路使用については、警察署長が交通規制の実施状況、道路状況及び交通量等の諸条件を総合的に勘案し、一定の要件（道路交通法第77条第1項による許可要件が明確に規定された最高裁基準）の下で許可することとされており、 ○　本来自由な行為に届出義務を課す届出制度は、一般的禁止を解除する許可制度には制度まないものであること ○　道路交通の安全と円滑に係る実質的な判断がこれ先ほど、責任の所在が不明確になること から、御提案の内容におおえすることはできないものの、交通管理を行う警察に対し、地域活性化の観点から市町村が意見を述べる仕組みが整備されれば、御提案の目的は達せられると考えられる なお、警察庁では、昨年1月、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について（平成15年7月4日閣議決定）による変更後の「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）及び「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）を受け、地域活性化を目的とするイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を発出し、警察が交通管理の観点から助言や情報提供を行うとともに、地方公共団体、地域住民、道路利用者、イベント等の実施主体等で構成される協議会を設けるなど、検討ロケーション等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための所要の措置を講じるよう都道府県警察に対して指示しているところである。	フィルムコミッションが想定している場所、曜日、時間帯等の要件について、事前に道路交通への影響を評価し、関係者の理解が得られていれば、道路使用許可までの所要時間を短縮するようなしくみを構築することは可能かついて検討し回答されたい。 また、右提案主体からの意見を踏まえ、提案内容が実現されるよう再度検討し回答されたい。	C		特区推進室・D：現行規定で対応可能 映画ロケーション等に係る道路使用許可手続については、その手続が円滑に行われるために所要の措置を講ずるよう都道府県警察に指示しているところであり、ご提案のように一般交通に影響を及ぼすおそれがなく、地域住民や道路利用者等関係者の理解が得られているものであれば、当該道路使用許可に係る手続は円滑に行われるものと考えており、特に、同一の場所における同一形態のロケーションの申請であれば、実績等を踏まえ手続の迅速化が図られるものと認識している。 提案主体：イ：特区として対応不可 道路本来の使用目的である機工事・作業、路上競技、各種イベント等による道路を使用する場合は、その行為を行おうとする場所を所轄する警察署長が、当該行為の場所のみでなく、現在の交通の状況、交通量、他の道路使用の状況、交通規制の実施状況等の諸条件を総合的に勘案した上当該道路使用の形態に応じた条件を付し、道路の機能が阻害されることのないよう、道路における危険を防止し交通の安全と円滑の確保に配慮しつつ、道路交通法第77条第2項の要件に照らし許可することとされているところである。 したがって、道路使用許可は交通管理の一部として、交通規制や他の道路使用許可等と一体的に行う必要のあるものであり、これを市町村の届出制とすることは、道路の効率的な管理を行なう道路の機能が阻害されることのないよう、道路交通法第77条第2項の要件に照らし許可することとされているところである。 したがって、道路使用許可は交通管理の一部として、交通規制や他の道路使用許可等と一体的に行う必要のあるものであり、これを市町村の届出制とすることは、道路の効率的な管理を行なう道路の機能が阻害されることのないよう、道路交通法第77条第2項の要件に照らし許可することとされているところである。 許可制、届出制の分類にとらわれることなく、中間的な形態を認めることも特区制度の趣旨に合致するものである。指定地域内での届出制導入により、迅速かつ効率的なロケ支援を通じた地域の活性化の実現を求める。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。				1135010	道路の使用許可制度について、フィルムコミッションなど撮影協力のための使用に関し、市町村長の責任において道路交通への影響、安全性等を判断した うえで、警察署長へ使用の届出を行うことをもって許可とみなす制度を導入する。道路における危険を防止し交通の安全と円滑の確保のための条件を付して許可を行うことされているところである。 しかがって、道路使用許可は、交通管理の一部として、交通規制や他の道路使用許可等と一体的に行う必要のあるものであり、これを市町村の届出制とするといり御提案には応じられない。	撮影協力のための道路の使用許可について、市のフィルムコミッション業務として代行申請を行うことが、申請しようとするものにとって、ロケ支援の一環として、ロケ地の活性化を図るための取り組みとしてのフィルムコミッションによる撮影協力業務のワンストップ性を高めるとともに、事務の効率化とより迅速かつ円滑なロケ誘致、撮影支援の実現を図る。	福子市	警察庁
0130070	緊急自動車の速度制限の緩和	道路交通法第22条、同法施行令第12条第3項、第27条第2項	緊急自動車であっても高速自動車国道の本線車道以外の道路を通行する場合の最高速度は80キロメートル毎時とする。	C		制限速度は通常、道路構造や設計速度、実勢速度、交通事故の発生状況、交通安全施設の整備状況、沿道環境等の諸条件を勘案して個別に定められており、緊急車両の速度は定められていない状況にあるが、これは法定速度の65キロが規制速度となっている。これは自動車専用道路においても同様である。 緊急自動車については緊急の必要性から高速自動車国道以外での最高速度について80キロメートル毎時とされているところ、高速自動車国道と比べ道路構造等も違いる部分が多い自動車専用道路における最高速度について、高速自動車国道のそれと同様とすることは道路交通の安全の観点から認めることはできない。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。 小田原市道の設計速度は30～60キロメートル毎時であるが、当該市道を走行する緊急自動車の最高速度は80キロメートル毎時であることを考慮すれば、設計速度が60キロメートル毎時である小田原厚木道路及び西湘バイパスを走行する緊急自動車の最高速度を100キロメートル毎時に設定することは可能であるのではないかと考える。また、本提案が実現されるよう再度検討し、回答されたい。	C		（C：対応不可） 現在、高速自動車国道以外において緊急自動車の速度制限は一律時速80キロとなっているものの、実際の緊急走行は道路構造や交通状況など、安全な速度で行われているものと実情である。 例えば小田原厚木道路において、御提案のとおり設計速度が時速80キロに設定されている区間もあるが、他方、構造上設計速度が時速60キロの区間もあり、前述のとおり緊急自動車の最高速度を一律に設定することは、安全を考慮した運転を行うため、現状の緊急自動車の最高速度である時速80キロによる運行が適切であると考えられる。 加えて、緊急自動車の最高速度を一律時速100キロに引き上げ、緊急自動車の同乗者などをに十分な注意を払い、一般車の運行状況、天候、道路状況などを勘案しての安全運行の状況など、十分配慮、したとしても、当該道路の全区間で時速100キロ走行を継続的に行うことは他の通行車両との関係で大きな運転差を生じさせ、緊急自動車にとっても、他の通行車両にとっても非常に危険であり、安全を考慮すれば認めることはできない。また、救急現況の時間短縮に緊急車両の配置、受入病院の選定等の救命救急医療体制の充実しも関係し、緊急自動車の最高速度引上げが救急搬送時間短縮への実効性があるかについても疑問がある。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 昭和35年総理府・建設省令第三号）別表第一　規制標識の表中、最高速度（番号323）の欄を見れば、標識の表示する意味について「緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること」と規定されていることから、少なくとも法令上は提案の実現は可能であり、理論の分類は「D　現行規定で対応可能」ではないか。この解釈が正しければ、回答の際に反映されたい。 また、小田原厚木道路及び西湘バイパスに即して検討すれば、実際に全区間で110キロメートル毎時で運行することは困難であるものと考えられる。しかしながら、道路事情や交通状況によっては100キロメートル毎時で走行可能な区間もあると思われることから、緊急自動車の最高速度を引き上げることにより、現在よりも搬送時間の短縮をすることは可能である。よって、提案内容が実現されるよう再度検討し回答されたい。	一般道路の緊急自動車の最高速度は一律に80キロメートル毎時のところ、安全性に配慮しその最高速度内での緊急車両走行をしています。今回の提案は、小田原厚木道路及び西湘バイパスの全区間を常に100キロメートル毎時で走行することを企図したものであり、最高速度を100キロメートル毎時に最初し、その範囲内で道路の形状や路面状況、交通量など運転時の状況に応じて安全性が確保される速度での走行を可能としようとするものです。 また、救急医療体制の改善も重要とは考えますが、現状において広域的に設定されている3次救急医療体制の中で、搬送時間の短縮を図る今回の提案は、救命を図る上で意味があるものと考えます。				1136010	小田原市道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 昭和35年総理府・建設省令第三号）別表第一　規制標識の表中、最高速度（番号323）の欄に、「緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること」と規定されていることから、法令上は御提案の内容の実現を妨げるものではなく、御提案の道路に係る規制速度については、神奈川県公安委員会に御相談されたい。 ただし、規制速度については、道路構造や設計速度、実勢速度、交通事故の発生状況、交通安全施設の整備状況、沿道環境等の諸条件を勘案して個別に定められており、必ずしも御提案内容が当該道路において実現できるとは限らないことを申し添える。	小田原市道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 昭和35年総理府・建設省令第三号）別表第一　規制標識の表中、最高速度（番号323）の欄に、「緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること」と規定されていることから、緊急自動車の最高速度を一律に80キロメートル毎時とする現行の規定は、市の市民の安全を考慮した措置であり、本特例措置により、市の病院へ搬送する際に時間を要している。 これらの道路は、一般車両の通行状況や天候等を十分配慮することで、高速自動車国道と同等の安全性を持つと考えられることから、緊急自動車については、最高速度制限を110キロメートル毎時まで緩和し、当該制限速度内の走行を可能とする。 これにより、救急救命活動や初期消火活動等をより効果的に行うことで、より多くの人命救助と、災害発生時の被害拡大を最小限に抑えることが可能になると考えられる。	小田原市	警察庁
0130080	輸出向け自動車の各種通行規制の緩和	道路交通法第4条及び6条	都道府県公安委員会は道路構造等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。車両等の通転者は、その装置が道路通道車両第三章又はこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通に危険を生じさせ、又は他人に通道を及ぼすおそれがある車両等を運転してはならない。	E		一般交通を交通規制により一時的に遮断するのみでは、道路交通法第2条第1項第1号に定める「道路」が「道路法第二条第一項に規定する道路」とされている以上、道路交通法の道路ではないとは言えない。 なお、御提案に「各種制限」とあるが、仮定の中に、「一定時間、一般交通を完全に遮断し、迂回路を設ける等の措置の実施により、道路交通法、道路運送車両法及び道路法上の各種制限を超える車両の通行を行うことは可能か、ご教示願います。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。 また、「他法令に反しない限り、道路交通法上、県道を横断することについて特段の制限はない」とのご回答だが、本提案の車両が他道を横断すると限り、特段の措置は一切不要と理解してよいか否かについて回答されたい。	E		①輸出向け自動車（大型建設機械等）の積み込み作業で県道を横断するに際し、地元管轄との協議で一般交通を遮断することが可能か、ご教示願います。 ②単に県道を横断する場合、「一定時間、一般交通を完全に遮断し、迂回路を設ける等の措置の実施により、道路交通法、道路運送車両法及び道路法上の各種制限を超える車両の通行を行うことは可能か、ご教示願います。	E		特区推進室・現行規定で対応可能） 道路構造による交通規制、制限外積載の許可等の現行規定に従う限り、道路交通法令の特例を設けるなら特段の措置は必要ない。 提案主体：E：事実誤認 御提案は、一般交通を遮断することにより、道路交通法上の「道路」に該当しないものとして取り扱われるものと考え、道路交通法の適用がなくなると考える趣旨と考えられるが、都道府県警察の道路交通法に基づき通行禁止等の交通規制を実施した上で「道路」（道路法 昭和27年法律第180号 第二条第一項に規定する道路）であることに変わりはなく、道路交通法が適用される 旨だ。道路交通法上、他法令に反しない限り、車両横断上の特段の制限はない。」 なお、道路交通法に基づき他の交通主体の通行を禁止する交通規制を実施した場合に、道路運送車両法及び道路法上 遮断、されたことになるか否かは当庁において回答する立場にないため、当該法律を所管する者庁に相談されたい。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。				1142010	輸出向け自動車の輸送コストの削減を図ることを目的により、国際的に通用する港の構築を目指す。具体的には、輸出向け自動車を臨港道路を通行して港湾へ輸送するルートとにおる県道を横断する必要があるが、道路交通法の一部を一時的に遮断し、一般車両との混在を防止を図ることにより、道路交通法、道路運送車両法及び道路法を適用除外とし、各種制限を超える車両の輸送を可能とすることにより、分解・組立作業時間を短縮し、また製品精度の向上を目指す。	提案理由：常陸那珂港湾関連用地から常陸那珂港へ輸出向け自動車を積出すことあり県道を横断する必要があり、現行法では県道を横断するだけでも各種規制がかかり、外国の監山等で利用される仕様となっていることから対応することが困難であり、本特例措置により、コスト　削減、品質向上につながる。 代替措置：県道横断時に、他の交通を遮断することもに迂回路を設けるなど、一般車両との混在を防止する措置をとることで、安全の確保が図れると考える。	茨城県、栃木県	警察庁 国土交通省